



島根県報

平成16年10月 8 日 (金)

第 1,614 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

告 示

公平委員会の事務の受託の廃止 (市 町 村 課) 4

生活保護法の規定に基づく医療扶助を担当する機関の指定 (健康福祉総務課) 4

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の事業廃止の届出 (") 4

生活保護法の規定に基づく介護扶助を担当する機関の指定 (") 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 5

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 5

身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (") 5

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (") 6

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 6

土地改良区の役員の退任 (") 7

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 7

解除予定保安林 (4 件) (") 8

保安林の指定施業要件の変更 (6 件) (") 9

公有水面埋立ての竣功認可 (漁港漁場整備課) 11

道路の供用開始 (道 路 維 持 課) 12

海岸保全区域の指定 (河 川 課) 12

公 告

島根県の「全県域WAN」に係るネットワークサービス提供者の特定のための提 (情 報 政 策 課) 15

案協議の実施

特定調達公告

島根県人事給与システム運用機器 (サーバー関連) 一式リースにおける随意契約 (人 事 課) 18

の相手方等

島根県人事給与システム運用機器 (端末、プリンター等) 一式リースにおける随 (") 18

意契約の相手方等

公布された条例等のあらまし

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第73号)

1 規則の概要

(1) 業務改善命令書の様式を定めることとした。(第2条関係)

(2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第73号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「様式第3号」を「様式第4号」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 法第18条に規定する命令は、様式第3号により行うものとする。

第10条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

様式第5号を様式第6号とする。

様式第4号中「この処分」の次に「が聴聞を経ないでされた場合において、当該処分」を加え、「第19条第号」を「第19条第1項第号」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「この処分」の次に「が聴聞を経ないでされた場合において、当該処分」を加え、同様式を様式第4号とし、様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号 (第 2 条関係)

業 務 改 善 命 令 書

第 号
年 月 日

様

島根県知事



貴 の遊漁船業者の登録 (登録番号 : 島根県 号) について、遊漁船業の適正化に関する法律第18条の規定に基づき、下記のとおり業務の改善を命じます。

なお、この処分が聴聞を経ないでされた場合において、当該処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

1 改善事項

2 報告

3 理由

備考

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県告示第965号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定に基づき、平成16年10月31日をもって、島根県と次に掲げる町村との間の公平委員会の事務の受託を廃止するので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

町村

大原郡大東町

” 加茂町

” 木次町

飯石郡三刀屋町

” 吉田村

” 掛合町

美濃郡美都町

” 匹見町

島根県告示第966号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
てるてる薬局	鹿足郡津和野町大字後田口393 1	平成16年9月16日

島根県告示第967号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西本外科医院	益田市幸町11 11	平成16年9月5日

島根県告示第968号

生活保護法（昭和25年法律144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり

指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
株式会社 岩多屋	浜田市浅井町87番地 2	福祉用具貸与	株式会社 岩多屋 出雲営業所	簸川郡斐川町大字直 江町4833 2	平成16年 9月14日

島根県告示第969号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業所の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
サンライフほのぼの有限会社	特定施設入所者生活介護	さくらが丘	邑智郡桜江町大字小田856 10	平成16年 9月24日

島根県告示第970号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 出雲ヶ アセンター	出雲市大津町朝倉788 2 大北館	平成16年 9月28日
有限会社 えるだー	居宅介護	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298	平成16年 9月28日

島根県告示第971号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第17条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 出雲ヶ アセンター	出雲市大津町朝倉788 2 大北館	平成16年 9月28日
有限会社 えるだー	居宅介護	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298	平成16年 9月28日
社会福祉法人 いわみ福祉 会	居宅介護	生活支援センター レント	浜田市殿町75 8	平成16年 9月28日

島根県告示第972号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 出雲ヶ アセンター	出雲市大津町朝倉788 2 大北館	平成16年 9月28日
有限会社 えるだー	居宅介護	有限会社 えるだー	出雲市塩冶町1298	平成16年 9月28日

島根県告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

玉湯町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 舟木 富郎 八束郡玉湯町大字布志名580番地 3
- 下山 貞明 八束郡玉湯町大字布志名328番地
- 渡部 吉郎 八束郡玉湯町大字湯町1983番地
- 和田 捷良 八束郡玉湯町大字湯町1340番地
- 福間 基 八束郡玉湯町大字林村1382番地
- 廣江 昭富 八束郡玉湯町大字林村833番地
- 青砥 登 八束郡玉湯町大字玉造379番地
- 新宮富二夫 八束郡玉湯町大字玉造993番地 1
- 若竹 正彦 八束郡玉湯町大字大谷724番地 2
- 恩田 治三 八束郡玉湯町大字大谷1331番地15

監事

- 平崎 久博 八束郡玉湯町大字湯町930番地
- 福間 啓夫 八束郡玉湯町大字林村1689番地
- 杉原 良治 八束郡玉湯町大字大谷1238番地 3

2 就任年月日

平成16年 7 月24日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

- 舟木 富郎 八束郡玉湯町大字布志名580番地 3
- 舟木 實 八束郡玉湯町大字布志名536番地 2
- 渡部 吉郎 八束郡玉湯町大字湯町1983番地
- 和田 捷良 八束郡玉湯町大字湯町1340番地
- 福間 基 八束郡玉湯町大字林村1382番地
- 本多 昭夫 八束郡玉湯町大字林村878番地
- 青砥 登 八束郡玉湯町大字玉造379番地
- 新宮富二夫 八束郡玉湯町大字玉造993番地 1
- 石川 廣 八束郡玉湯町大字大谷976番地
- 恩田 治三 八束郡玉湯町大字大谷1331番地15

監事

- 平崎 久博 八束郡玉湯町大字湯町930番地
- 福間 力夫 八束郡玉湯町大字林村1554番地
- 若竹 正彦 八束郡玉湯町大字大谷724番地 2

島根県告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

八束郡八雲村土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事

- 前田 明 八束郡八雲村大字熊野379番地

島根県告示第975号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2 第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

簸川郡大社町大字杵築東字丸山3243

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

島根県告示第976号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

那賀郡旭町大字都川2601 12

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第977号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

那賀郡旭町大字都川2598 7

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第978号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 解除予定保安林の所在場所

出雲市東神西町字井ノ内1496 8

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第979号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
安来市広瀬町宇波2050 5
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第980号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年 3 月25日島根県告示第409号（一及び三に限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第981号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。
平成13年 8 月31日島根県告示第642号、平成14年 3 月26日島根県告示第340号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度 変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第982号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町西比田2163 1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第983号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
安来市伯太町須山福富1129 4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第984号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
簸川郡佐田町大字反辺字横貝2563 20、2563 21
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第985号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字東村字三ツ子山1122 9

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第986号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 竣功認可の年月日

平成16年 9 月30日

2 竣功認可を受けた者

八束郡島根町大字加賀1175番地 1

島根町 代表者 島根町長 角田成功

3 埋立区域の位置、区域及び面積

(1) 位置

八束郡島根町大字加賀5827番 2 から同大字1513番に至る地先の公有水面

(2) 区域

次のイの地点から二の地点までを順次直線で結んだ線、イの地点と二の地点を結ぶ公有水面と陸地の境界線（平成13年春分時の満潮位D・L+0.32mにより決定）に囲まれた区域。

ただし、平成13年の春分時の満潮位D・L+0.32mにおける公有水面と露岩ニカ所の陸地との境界線により囲まれた区域を除く。

イの地点 加賀漁港沖防波堤灯台（北緯35度33分57秒、東経133度03分26秒）から126度38分32秒、589.05mの地点

口の地点 イの地点から208度31分35秒、1.01mの地点

八の地点 口の地点から192度34分34秒、31.55mの地点

二の地点 八の地点から117度34分15秒、7.94mの地点

(3) 面積

701.36平方メートル

4 埋立地の用途

漁業集落環境整備施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成13年10月3日 指令漁港第25号

6 閲覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、松江水産事務所及び島根町役場

島根県告示第987号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木建築事務所の名称	備考
県道	羽須美大和線	邑智郡美郷町都賀西755番3地先から同768番3地先まで	メートル 229.00	平成16年 10月8日	川本土木建築事務所	

島根県告示988号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、次のとおり海岸保全区域を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び出雲土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

海岸保全区域の指定（昭和33年島根県告示第700号）のうち岐久地先海岸については、廃止する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄田信義

海 岸 の 名 称					海 岸 保 全 区 域
沿 岸 名	海 岸 名	地 区 海 岸 名	地 先 海 岸 名	延 長	
島根	多伎	多伎	岐久	3,650.0m	<p>基点 1 から基点23まで順次直線で結んだ線、基点 1 と補助点 1 の 1 を結んだ線、基点23と補助点23の23を結んだ線及び補助点 1 の 1 から補助点23の23までを順次直線で結んだ線により囲まれた区域並びに基点24から基点34までを順次直線で結んだ線、基点24と補助点 24の24を結んだ線、基点34と補助点34の34を結んだ線及び補助点24の24から補助点34の34までを順次直線で結んだ線により囲まれた区域。</p> <p>点の表示 基点 1 座標 X - 77,332.756 座標 Y 43,832.130</p> <p> 基点 2 座標 X - 77,679.068 座標 Y 43,602.967</p> <p> 基点 3 座標 X - 77,910.502 座標 Y 43,394.186</p> <p> 基点 4 座標 X - 77,997.888 座標 Y 43,298.870</p> <p> 基点 5 座標 X - 78,025.663 座標 Y 43,265.982</p> <p> 基点 6 座標 X - 78,146.292 座標 Y 43,152.957</p> <p> 基点 7 座標 X - 78,317.696 座標 Y 43,042.808</p> <p> 基点 8 座標 X - 78,427.486 座標 Y 43,009.511</p> <p> 基点 9 座標 X - 78,765.687 座標 Y 42,757.166</p> <p> 基点10 座標 X - 78,976.967 座標 Y 42,546.041</p> <p> 基点11 座標 X - 79,097.351 座標 Y 42,447.049</p> <p> 基点12 座標 X - 79,086.789 座標 Y 42,444.889</p> <p> 基点13 座標 X - 79,074.297 座標 Y 42,436.268</p> <p> 基点14 座標 X - 79,097.679 座標 Y 42,415.590</p> <p> 基点15 座標 X - 79,117.934 座標 Y 42,429.931</p> <p> 基点16 座標 X - 79,124.265</p>

	座標 Y	42,425.060
基点17	座標 X	- 79,213.714
	座標 Y	42,314.514
基点18	座標 X	- 79,318.064
	座標 Y	42,212.690
基点19	座標 X	- 79,365.383
	座標 Y	42,129.834
基点20	座標 X	- 79,345.377
	座標 Y	42,050.798
基点21	座標 X	- 79,368.764
	座標 Y	41,990.794
基点22	座標 X	- 79,399.106
	座標 Y	41,977.547
基点23	座標 X	- 79,443.692
	座標 Y	41,950.976
基点24	座標 X	- 79,429.878
	座標 Y	41,911.834
基点25	座標 X	- 79,441.595
	座標 Y	41,911.978
基点26	座標 X	- 79,437.896
	座標 Y	41,902.393
基点27	座標 X	- 79,442.163
	座標 Y	41,892.495
基点28	座標 X	- 79,456.396
	座標 Y	41,853.428
基点29	座標 X	- 79,478.266
	座標 Y	41,830.893
基点30	座標 X	- 79,550.864
	座標 Y	41,779.856
基点31	座標 X	- 79,569.306
	座標 Y	41,775.231
基点32	座標 X	- 79,771.279
	座標 Y	41,514.157
基点33	座標 X	- 79,775.110
	座標 Y	41,430.412
基点34	座標 X	- 79,868.320
	座標 Y	41,209.186
補助点 1 の 1	座標 X	- 77,297.002
	座標 Y	43,773.328
補助点 2 の 2	座標 X	- 77,618.615
	座標 Y	43,529.722
補助点 3 の 3	座標 X	- 77,736.998

					座標 Y	43,212.391
				補助点17の17	座標 X	- 79,012.568
					座標 Y	42,167.561
				補助点18の18	座標 X	- 79,249.036
					座標 Y	42,145.741
				補助点21の21	座標 X	- 79,304.986
					座標 Y	41,952.392
				補助点23の23	座標 X	- 79,420.427
					座標 Y	41,908.563
				補助点24の24	座標 X	- 79,387.643
					座標 Y	41,881.029
				補助点33の33	座標 X	- 79,721.712
					座標 Y	41,415.917
				補助点34の34	座標 X	- 79,824.866
					座標 Y	41,182.918

公 告

島根県の「全県域WAN」に係るネットワークサービス提供者について、提案競技により選定の上特定するので、様式等を除き次のとおり公告する。

平成16年10月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 サービスの利用内容

(1) ネットワーク名

「全県域WAN」

(2) ネットワークの内容

「島根県「全県域WAN」調達仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 利用期間

平成17年 4 月 1 日～平成20年 3 月31日

(4) ネットワークサービス提供者

以下の規定に基づき提案競技を行い、ネットワークサービス提供者を選定する。

2 提案の内容

(1) 仕様書の要件を満たすネットワークサービスの内容

(2) (1)のネットワークサービスを担保する施設・設備構成の概要

(3) (1)のネットワークサービスを提供する際の見積金額

3 参加資格

提案競技に参加しようとする者は、次のアからエまでのすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

ウ 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第60条の 3 各号に掲げる要件に備えたものであること。

エ 公告の日から参加申込書の受領期限の日までの間に、島根県の実施する入札について指名停止を受けていない者

であること。

4 提出書類

提案競技に参加しようとする者は、以下の書類を提出すること。

- (1) 提案競技参加申込書（参考様式1）
- (2) 法人にあつては会社概要書（参考様式2）
- (3) 個人にあつては経歴書（参考様式3）
- (4) 法人登記簿謄本（法人の場合）
- (5) 本件提案競技に係る参加資格を満たす旨の誓約書（参考様式4）
- (6) 島根県税について、未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（平成16年9月末時点）
- (7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない旨の証明書（平成16年9月末時点）
- (8) 提案書表紙（参考様式5）
- (9) 提案書（参考様式6）

5 提案競技説明書等の配布期間、場所

- (1) 期間
平成16年10月8日（金）～平成16年10月26日（火）閉庁日を除く毎日9時～17時
- (2) 場所
島根県地域振興部情報政策課

6 提案競技説明会

- (1) 日時
平成16年10月14日（木） 13時30分～14時30分
- (2) 場所
島根県庁 会議棟 第5会議室

7 提出書類の提出方法、提出先、提出期間等

- (1) 提出方法
持参又は郵送による。
- (2) 提出部数
4の(1)～(8)の書類については1部、4の(9)の書類については5部
- (3) 提出期限
4の(1)～(7)の書類については、平成16年10月26日（火）15時まで（郵送の場合は書留とし、26日の正午までに必着のこと）
4の(8)、(9)の書類については、平成16年11月5日（金）15時まで（郵送の場合は書留とし、5日の正午までに必着のこと）
- (4) 提出先
郵便番号 690 - 8501
松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課
電 話 0852 - 22 - 6636
ファックス 0852 - 22 - 5969
電子メール infosys@pref.shimane.jp

8 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに文書（参考様式7）により提出すること。（ファックス、電子メールによる問い合わせも可とする。）

(2) 提出期限

平成16年10月19日(火) 17時まで

(3) 質問に対する回答は、平成16年10月22日(金)までに文書により通知する。

9 ネットワークサービス提供者の選定方法

(1) 「全県域WAN」提案競技審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、厳正な審査を行い、ネットワークサービス提供者の選定を行う。

(2) 審査委員には、島根県総務部総務課長、地域振興部地域政策課長及び情報政策課長をもって充てる。

(3) 評価については、以下の点を考慮する。

ア ネットワークサービスの要件適合性

仕様書に記載している各種要件の充足状況

イ ネットワークサービスの拡張性・柔軟性

接続先・回線容量等の追加・変更への対応性

ウ ネットワークサービスの安定性

障害予防、障害発生時の保守運用体制

(4) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。

(5) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ審査委員会事務局(情報政策課)によるヒアリングを行う。

(6) ヒアリングの日程等については、提案競技参加者に別途通知する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対するの異議申立は受け付けない。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者(以下「ネットワークサービス提供予定者」という。)と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

ネットワークサービス提供予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

なし。

(4) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(5) その他の契約条項

ネットワークサービス提供予定者と協議の上定める。

(6) 契約の手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

11 その他留意事項

(1) 提案競技参加に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には原則として応じない。

(3) 提出された書類の返却は行わない。

12 問い合わせ先

7の(4)に同じ。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システム運用機器（サーバー関連） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年8月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 随意契約に係る契約金額

13,535,708円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年10月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システム運用機器（端末、プリンター等） 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年8月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

N E C リース株式会社 東京都港区芝五丁目29番11号

5 随意契約に係る契約金額

3,138,075円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。